

群馬県市町村会館管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年2月15日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）において使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、群馬県市町村会館管理組合（以下「組合」という。）の機関（議会を除く。以下同じ。）が定める事項を記載することができる。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならないとする手数料は、無料とする。ただし、開示請求により保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める費用を負担しなければならない。

2 組合の機関は、保有する特定個人情報を開示する場合であって、当該開示を受ける者に経済的困難その他特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項ただし書の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求の手続)

第5条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、組合の機関が定める事項を記載することができる。

(利用停止請求の手続)

第6条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、組合の機関が定める事項を記載することができる。

(審議会への諮問)

第7条 組合の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審議会条例（令和5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）第2条に規定する群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合の機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例（平成17年群馬県市町村会館管理組合条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(守秘義務に関する経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第10条及び第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行の日（以下「附則第2条施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者のうち、附則第2条施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 附則第2条施行日前において旧条例第11条第3項に規定する事務に従事していた者

2 前条の規定の施行の際現に旧条例第38条の規定により組合に置かれた群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又は附則第2条施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第48条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(審査会の調査審議に関する経過措置)

第4条 附則第2条施行日前に旧条例第31条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審議会条例第2条に規定する群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審議会にされたもののみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(開示請求等の手続に関する経過措置)

第5条 附則第2条施行日前に次に掲げる請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

(1) 旧条例第12条の開示請求

(2) 旧条例第23条の訂正請求

(3) 旧条例第27条の利用停止請求

(罰則に関する経過措置)

第6条 附則第2条施行日前にした行為及び附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第2条施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。